

ハンガリーの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及びイギリス法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（ハンガリー法等）については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及びイギリス法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかと思われる。

ハンガリー人は、これまでに様々な分野で数多くの重要な発明・発見を行ってきた。例えば、ボールペン、ホログラフィー、ルービック・キューブ、コンピュータ、BASICの開発、ビタミンCの発見等である。ハンガリー人のノーベル賞受賞者は、現時点で12人である。また、ナチスの迫害から逃れて米国に亡命し、コンピュータや原子力等の分野で活躍した科学者も多い。また、ハンガリーは、東西冷戦時代である1968年から市場経済原理を導入し、機械、化学、製薬等の産業が発達しており、生活水準は東欧随一であった。このように、ハンガリーは、伝統的に科学技術の開発・研究が進んでいたことから、現在でも、「人件費が安く、労働者の専門性が高い」という強みを持つといわれている。東欧革命により1989年にハンガリー共和国が成立し、民主主義国家としての道を歩み始めて以降は、「欧州への回帰」を目指し、1999年にはNATOに、また、2004年にはEUに加盟した（なお、ハンガリーはまだユーロを導入しておらず、通貨はフォリントのままである）。2008年の世界金融危機により大きな影響を受けたが、最近では経済が立ち直り、安定的に経済成長を果たしている。これらのことから、ハンガリーは、今後、日本企業にとって最重要投資先の一つとなる可能性がある。このようなハンガリーの重要性に鑑みると、ハンガリーの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、ハンガリーの知的財産法の概要を紹介することとしたい²。なお、ハンガリーも加盟しているEUの知的財産法の説明については、別稿を参照されたい³。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ハンガリー」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」等を参照した。<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html>
https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

³ 詳しくは、「世界の知的財産法 第2回 EU」（『特許ニュース No.13921』（経済産業

II ハンガリーの法制度一般

1 概要

ハンガリーの法制度⁴は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。また、ハンガリーは歴史的・文化的にオーストリア及びドイツとの関係が深く、ハンガリーの法制度は、歴史的にオーストリア法及びドイツ法の影響を受け続けてきた⁵ほか、社会主義体制下においてはソ連法の影響を受けた。そして最近では、EU法の影響を強く受けるようになっている。このように、ハンガリーの法制度は、各時代において、様々な形で国外の法制度の影響を受けてきたということが、その特徴の1つであるといえる。

2 法令の種類

ハンガリーの法令には、以下のとおり、いくつかの種類がある⁶。

まず、ハンガリーの現行の憲法は、2011年4月25日に大統領により署名され、2012年1月1日から施行された「ハンガリー基本法」（ハンガリー語では「Magyarország Alaptörvénye」）である。この「基本法」（ハンガリー語では「Alaptörvény」）は、実質的意義の憲法に相当し、法体系のヒエラルキーの頂点に位置するものである。「基本法」という名称であるが、「ドイツ連邦共和国基本法」と同様、実質的には憲法を意味する。基本法は、2012年1月1日の施行後も、しばしば改正されている。

「法律」（ハンガリー語では「Törvény」）は、国会によってのみ、採択・改正・廃止することができる。なお、一定の重要な事項について制定される「重要法」（ハンガリー語では「Sarkalatos Törvény」）は、通常法律とは異なり、採択及び改正に国会議員の3分の2以上の賛成が必要とされる（T条4項）。「重要法」は、ハンガリーの法体系のヒエラルキーにおいて、通常「法律」よりも高い位置にあるわけではなく、同等のレベルに位置付けられる⁷。

「規則」（ハンガリー語では「Rendelet」）は、全てのレベルの政府当局により公布されるものである。

調査会、2015（平成27）年3月17日）1～5頁を参照されたい。

⁴ ハンガリーの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第20回 ハンガリー」（『国際商事法務 Vol.42, No.5』（国際商事法研究所、2014年）所収）を参照されたい。

⁵ 例えば、伊藤知義著「ハンガリー民法史覚書 ―二重帝国時代を中心として―」（『札幌学院法学 第12巻第2号』（札幌学院大学法学会、1996年）所収）206頁。

⁶ http://eur-lex.europa.eu/n-lex/info/info_hu/index_en.htm

⁷ 「The New Hungarian Constitution: European Criticalities」（Katalin Kelemen、2011年）3～4頁。

[http://www.academia.edu/1184042/K. Kelemen - The New Hungarian Constitution European Criticalities 2011](http://www.academia.edu/1184042/K._Kelemen_-_The_New_Hungarian_Constitution_European_Criticalities_2011)

「決定」（ハンガリー語では「Határozat」）は、国会、内閣、委員会及び行政機関がそれらの管轄事項について設定するプロジェクトである。

「命令」（ハンガリー語では「Utasítás」）は、大臣がその管轄事項について統治するために行政権に基づき発する命令である。

なお、裁判所の判決には、いわゆる判例拘束力は無いが、過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

3 ハンガリー法に関する文献等

ハンガリー法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源（とくに憲法）及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Introduction to Hungarian Law Research」⁸等が参考になる。2014年3月15日に施行された新民法典についての英文の解説としては、「DOING BUSINESS IN HUNGARY」(RSM DTM, 2014年)が最もよくまとまっていると思われる⁹。また、2013年7月1日に施行された新刑法典についての英文の解説としては、「CHALLENGES OF CRIMINAL LAW IN THE 21ST CENTURY - CHANGES IN THE GENERAL PART OF THE NEW HUNGARIAN CRIMINAL CODE」(Ágnes Pápai-Tarr, 2013年)を参照されたい¹⁰。

III 知的財産法全般

1 概要

ハンガリーの知的財産法制度は、主に、「特許法」、「実用新案法」、「意匠法」、「商標法」、「著作権法」、「民法」等により構成されている¹¹。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

なお、民法は知的財産法の一般法であるといえる（現に、特許法、意匠法及び商標法は、ライセンス契約等について、民法の規定を準用している）ところ、2014年3月15日、ハンガリーの新しい民法典が施行された。この新民法典の起草にあたっては、民商法統一主義が採用された。新民法典は、従前、別の法律であった会社法及び家族法を取り込んでいる。新民法典は、従前の1959年民法典に対し、様々な点について改正を行った（例えば、違約

⁸ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/hungary1.htm>

⁹ <http://www.doingbusinessinhungary.com/some-important-laws-applicable-to-business-associations#page-top>

¹⁰ <http://univagora.ro/jour/index.php/aijs/article/viewFile/819/167>

¹¹ 「特許法」、「特許規則」、「実用新案法」、「実用新案規則」、「意匠法」、「意匠規則」、「商標法」、「商標規則」及び「商品サービス分類」の日本語訳は、特許庁のウェブページに掲載されている（<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>）。また、知的財産権に関連する法令の英語訳は、WIPOのウェブページに掲載されている（<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/profile/HU>）。

責任の免除又は制限は、適切な補償がある場合のみ可能とされた)。新民法典の体系は、「第1編 導入規定」、「第2編 人事編」、「第3編 親族編」、「第4編 物権編」、「第5編 債権編」、「第6編 相続編」、「第7編 最終規定」の全7編となっている。「第1編 導入規定」では、立法の目的、信義誠実、権利濫用禁止等の諸原則が規定されている。「第2編 人事編」では、法人に関する通則が規定されており、これは特別法上の法人にも適用される。「第4編 物権編」では、所有権等の他、担保物権の規定も含まれている。「第5編 債権編」では、債権に関する通則、契約債務、法定債務、時効、多数当事者間の債務関係、債務の履行等の規定が含まれている¹²。

2 知的財産権に関する国際条約への加盟状況

ハンガリーは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 等である。

3 知的財産権に関連する政府機関

知的財産権に関連するハンガリーの政府機関は、ハンガリー知的財産庁 (Hungarian Intellectual Property Office (HIPO)) である。首都ブダペストにあり、特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願の受理・審査・登録等の業務を行っている¹³。

4 国内レベルと欧州レベルの二重構造

ハンガリーは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、ハンガリー国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、ハンガリー国内においては、国内法に基づき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほかに、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標 (EUTM)¹⁴

¹² ラヨシュ・ベーカーシュ著、奥田安弘訳、伊藤知義解題「遅れてきた私法法典化 ―新しいハンガリー民法典―」(『比較法雑誌 第44巻第2号』(日本比較法研究所、2010年)所収) 120頁。

¹³ <https://www.sztnh.gov.hu/en>

¹⁴ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」(CTM)という名称であった。

制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている¹⁵。但し、ハンガリーの憲法裁判所は、2018年6月26日、統一特許裁判所協定（UPC協定）を締結することは現行の基本法に違反するとの決定を下した¹⁶。このことから、もしUPC協定が他の国の批准により発効したとしても、ハンガリーは基本法の改正等の手続を経ることが必要となる。著作権及び営業秘密に関しては、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

IV 特許

現在のところ、ハンガリーで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、ハンガリー等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、ハンガリー特許商標庁に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、本連載の第2回で述べたので、今回は、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。

特許権は、新規であり、進歩性を有し、産業上の利用が可能な全ての技術分野における発明に付与されるが、①発見、科学的理論及び数学的方法、②審美的創作、③精神的活動、遊戯又は事業を行うための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム、④情報の提示は、発明とはみなされない。また、①人をクローン化する方法、②人の生殖細胞の遺伝的同一性を変更する方法、③人の胚の工業又は商業目的での利用、④動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、人又は動物にとって実質的な医療上の利益をもたらすことができなく、当該動物に苦痛を与える可能性が高いもの等に対しては、特許は付与されない。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。外国語で出願することもできるが、出願日から4か月以内にハンガリー語訳を提出しなければならない。

特許出願書類が提出されると、①予備審査（出願日の認定に必要な書類が提出されているか否かに関する審査）、②方式審査（方式的要件に関する審査）及び③新規性調査（出願に係る発明が新規性を有しているか否かに関する調査）が順次行われる。

ハンガリー特許法における新規性は、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願に係る

¹⁵ 本稿執筆時（2019年3月末）現在においては、ドイツが統一特許裁判所協定（UPC協定）を批准するか否か（その前提として、ドイツ連邦憲法裁判所が、当該批准を合憲と判断するか否か）が注目の的となっている。また、英国は既にUPC協定を批准しているが、英国のEU離脱に伴う取扱いは不透明となっている。

¹⁶ <http://eplaw.org/upc-hungarian-constitutional-court-rules-that-upc-agreement-cannot-be-ratified/>

発明が、出願日又は優先日の前に公然知られ、使用され又は世界のいずれかの場所で、公衆に利用可能とされている場合には、新規性は認められない。また、後願の特許出願後に、先願が出願公開され、先願の明細書等に記載された発明と同一である後願に係る発明に対しては、特許は付与されない（先願と後願が同一人であるか否かに関わらない）。新規性喪失の例外事由としては、①出願日又は優先日の前6か月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公表された場合、②出願日又は優先日の前6か月以内に、特許を受ける権利を有する者により、国際的博覧会で発明が展示された場合がある。

知的財産庁は、出願に係る発明についての新規性調査を行い、新規性調査報告を作成し、引用文献とともに出願人に送付する。この新規性調査報告の情報は、出願公開に含まれる。出願人は、出願後10か月以内に、手数料を納付して、知的財産庁の見解を伴う新規性調査報告の作成を請求することができる。

出願は、出願日又は優先日から18か月後に公開される。

出願人は、出願に係る発明について特許を受けるため、新規性調査報告の内容が公開された日から6か月以内に、審査請求を行わなければならない。6か月以内に審査請求を行わなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

実体審査においては、特許要件を満たしているか否か等が審査される。知的財産庁は、実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知を発する。これに対し、出願人は、意見書・補正書を提出することができる。他方、特許要件を満たしていると判断した場合、特許とすべき明細書等を出願人に送付し、当該明細書等の内容に同意するか否かを照会する。出願人がこれに同意する場合、3か月以内に必要な料金を納付することにより、特許が付与される。出願人が当該明細書等の補正を望むときは、知的財産庁は、補正を行うか否かにつき決定する。

知的財産庁は、特許を付与する場合、明細書等とともに特許証を発行し、特許公報に公告する。出願人は、拒絶査定通知を受けたときは、拒絶査定通知日から30日以内に、裁判所に対し拒絶査定不服申立てを行うことができる。

ハンガリーでは、特許付与前及び付与後の異議申立て制度は採用されていない。しかし、出願公開後、誰でも、自己の意見を知的財産庁に提出することができる。

特許権の存続期間は、出願日から20年である。

特許権の保護範囲は、クレームにより定められる。クレームは、明細書及び図面に基づいて解釈される。クレームの用語は、厳密な字義どおりの表現に限定されてはならない。特許保護が被疑侵害製品又は方法に及ぶか否かを決定するためには、当該製品又は方法のいずれかの特性がクレームされている技術と均等であるか否かが十分に考慮されるものとされている。

なお、日本の特許庁とハンガリー知的財産庁は、2009年8月3日から、特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。また、2014年1月6日から、ハンガリー知的財産庁は、日本特許庁、米国特許庁、及びその他の多数の国の特許庁との間で、グローバル特許審

査ハイウェイ試行プログラムを実施している。

V 実用新案

ハンガリーには、実用新案制度が存在する。

実用新案の保護対象は、「物品の形状若しくは構造又は物品の部分の配置に関する解決策であって、新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能であるもの」である。よって、方法、化学物質、医薬品、物品の審美的意匠、植物品種等は、実用新案の保護対象とはならない。

実用新案登録出願の手続においては、実体審査は行われず、方式的要件を満たしているか否か、実用新案登録出願に係る考案が保護対象に該当するか否か、及び出願の単一性の要件を満たしているか否かについて、審査が行われる。出願公開も行われない。

実用新案の進歩性の程度は、特許の場合よりも低いものでよい。

実用新案権の存続期間は、出願日から10年である。

VI 意匠

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「ハンガリー等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs)と呼ばれるものであり、欧州連合知的財産庁(EUIPO)に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

ハンガリーの意匠法によると、「意匠」とは、「製品自体又はその装飾の特徴、特にそれらの線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質から生じる製品の全体若しくは一部の外観をいうものとされている。「製品」とは、工業製品又は手工芸品をいうものとされ、梱包、外装、図記号及び印刷用活字書体並びに複合製品に組み立てることを意図された部品も含まれるが、コンピュータ・プログラムは含まれない。部分意匠は認められていない。技術的機能のみに由来する製品の外観の特徴は、意匠として保護されない。

意匠出願は、出願日又は優先日から9か月後に出願公開される。但し、出願公開の繰り延べ請求が認められる。即ち、出願人が出願時に出願公開の繰り延べ請求を行った場合、出願日又は優先日から30か月まで出願公開が繰り延べられる。

意匠出願に対しては、方式審査が行われた後、意匠登録要件、公序良俗への該当性の有無、新規性の有無等の実体審査が行われる。意匠出願は、全件実体審査の対象となるため、出願審査請求制度は採用されていない。

知的財産庁は、実体審査の結果、新規性が無い又は不登録事由に該当すると判断した場合、拒絶理由通知を行う。これに対し、出願人は、指定された期間内に、拒絶理由通知に対する意見書・補正書を提出することができる。出願人の提出した意見書・補正書によっても依然

として拒絶理由が解消していないと認められる場合、その出願は拒絶の査定がなされる。

知的財産庁は、実体審査の結果、意匠出願が登録されるべきと判断した場合、出願人に対し、その旨を通知するとともに、意匠登録の公告を行う。

意匠権の最初の存続期間は出願日から5年であるが、その後、5年ごとに、合計25年まで延長することができる。

登録された意匠について、①意匠の定義に合致していない場合、②新規性等が無い場合、③公序良俗に反する等の場合には、第三者は、知的財産庁に意匠登録の無効を請求することができる。

VII 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「ハンガリー等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」(EUTM)と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

登録可能な商標は、商品又はサービスを他の事業者の商品又はサービスから識別することが可能であり、視覚的に表示することができるすべての標識である。具体的には、①個人の名称及び標語を含む単語、単語の組合せ、②文字、数字、③図、絵、④商品又は商品の包装の形状を含む平面的又は立体的形状、⑤色彩、色彩の組合せ、光信号、ホログラム、⑤音響信号、⑥上記標識の組合せである。

ハンガリーは、一出願多区分制を採用している。

商標出願は、出願日又は優先日から1か月後に出願公開される。

知的財産庁への商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由(商標の保護対象に該当しないこと、識別性を有しないこと等)のみについて行われ、相対的不登録事由(先行商標と同一又は類似であること等)については行われなない。商標出願は、全件実体審査の対象となるため、出願審査請求制度は採用されていない。

知的財産庁は、実体審査の結果、不登録事由に該当すると判断した場合、拒絶理由通知を行う。これに対し、出願人は、指定された期間内に、拒絶理由通知に対する意見書・補正書を提出することができる。出願人の提出した意見書・補正書によっても依然として拒絶理由が解消していないと認められる場合、その出願は拒絶の査定がなされる。

知的財産庁は、実体審査の結果、商標登録されるべきと判断した場合、出願人に対し、その旨を通知するとともに、商標登録の公告を行う。商標登録の公告後3か月間は、誰でも異議申立を行うことができる。

商標権の存続期間は、出願日から10年であり(商標登録されると、出願日に遡及して有効となる)、以後10年ごとに何回でも更新することができる。存続期間を更新するには、存

続期間の最後の 12 か月の間に更新登録出願を行わなければならない。

商標出願時及び登録更新時に、商標を使用している必要はない。

商標登録後継続して 5 年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、申立により、当該登録商標を取り消されることがある。

VIII 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。ハンガリーにおける著作権の保護は、ハンガリーの国内法に委ねられているが、EU 加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。

ハンガリーの著作権法によると、著作権は、著作物の創作により発生し、当該著作物の著作者に帰属するものとされ、政府機関への登録等の手続を要しない。

著作権の保護期間は状況によって異なるが、一般的に、著作者の生存期間及びその死後 70 年間とされている。著作者の死後は、著作者の相続人が著作権を行使する。

著作物使用許諾契約が締結された場合、原則として、使用者は、使用料を支払う義務が生じる。著作物使用許諾契約の内容については、契約当事者が協議して自由に定めることができるが、著作物使用許諾契約の内容が明確でない場合は、著作者に有利に解釈される。

著作者が将来発表する不特定の作品に関して包括的に使用許諾を与える使用許諾契約の条項は、無効とされる。使用者が作品の使用許諾を第三者に対し与えること（サブライセンス）は、著作者が明確にこれを許諾した場合にのみ認められる。

著作権の保護対象となる著作物は、文学、科学及び芸術の作品であり、これには、文学、公共の言論、コンピュータ・プログラム及び関連文書、演劇、ゲーム、映像、絵画・図画、写真、地図、建築、データベース等がふくまれる。

著作権は、大きく、著作者人格権及び財産権に分けられる。著作者人格権は、氏名表示権、同一性保持権、公表権、著作物を市場から回収する権利を内容とするものであり、譲渡することができない。これに対し、財産権たる著作権は、複製権、頒布権、実演・口述権、伝送権等を内容とするものであり、著作者が、一定の要件の下、譲渡することができる。

著作権法は、著作物の創作により発生する著作権を保護するだけでなく、著作物の創作とは関係の無い実演家等の著作隣接権も保護している。

IX 営業秘密

1 営業秘密保護法

2018 年、ハンガリーは、「公開されていないノウハウ及びビジネス情報の保護に関する

EU 指令 2016/943」を遵守するため、「営業秘密保護法」を制定・公布した¹⁷。営業秘密保護法は、当該 EU 指令の内容をそのまま実施するのではなく、当該 EU 指令の内容に準拠した新しい法的枠組みを作り出すことを選択した。営業秘密保護法が制定・公布される前は、営業秘密やノウハウは、人格権としてハンガリー民法典によって規律されていた。営業秘密保護法は、概念上の変化をもたらし、営業秘密やノウハウに対し、知的財産権と同様の保護を与えるものである。

営業秘密保護法によると、「営業秘密」とは、影響を受ける商業活動を行う者の間では一般的に知られていないか若しくは容易に利用可能ではなく、従って商業的価値を有するものであり、また、情報の合法的受益者によって情報の秘密性を守るために状況に応じて合理的な措置が講じられている、商業的活動に関連する秘密の事実、情報、その他のデータ又はこれらの集合である。この定義によると、当該情報が秘密であること、秘密であることにつき商業的価値があること、合理的な秘密管理措置が採られていること等が、営業秘密の要件となっている。なお、営業秘密の取得、利用及び開示が合法的となるケースとして、情報を独自に発見又は創造した場合等が列挙されている。

営業秘密を違法に取得、使用又は開示した者（侵害が悪意をもって行われたか否かにかかわらず）に対する営業秘密保護法の制裁としては、侵害品の破壊、侵害行為に関与した者に関する情報の提供、侵害により得た経済的利益の原状回復が含まれる。営業秘密を違法に使用又は開示した者から営業秘密を入手したことを侵害者が知らなかった場合に、裁判所は、侵害者の請求により、上述の制裁に代え、権利者に対する金銭的補償の支払を命じることができる。この制度はハンガリーの法制度の中で新しいものであり、実際にどのように機能するかが注目される。上述の制裁又は補償に加えて、権利者は、侵害の結果被ったさらなる損害に対する補償を請求することもできる。

ハンガリーの営業秘密保護法は、営業秘密侵害について特別な期間制限を設けていないため、ハンガリー民法典の規定により 5 年の期間制限が適用される。

また、刑法典にも、営業秘密侵害罪の規定が置かれている。営業秘密を侵害した者には、3 年以下の懲役刑が科される。

2 退職後の秘密保持義務

ハンガリーの法令上は、退職後の秘密保持義務に関する明文規定は見当たらないが、従業員の秘密保持義務は、在職期間のみならず、退職後に及ぶことも可能であると考えられる。実務上、労働契約や就業規則において、従業員の秘密保持義務が規定されるのが通常であるが、単に「従業員は、会社の秘密を保持する義務を負う。」と規定しただけの場合、秘密保持義務は在職期間のみにおいて認められ、退職後には秘密保持義務は認められないことにもなりかねない。したがって、「従業員は、その在職期間中及び退職後においても、会社の

¹⁷ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=6d13d145-2259-41f7-9326-45b2266de568>

秘密を保持する義務を負う。」というように、退職後にも秘密保持義務は存続することを明記すべきである。就業規則の具体的な規定や個別的な特約によって一定の営業秘密の保持が約定されていると認められる場合には、その約定が必要性や合理性の点で公序良俗違反とされない限り、その履行請求や損害賠償請求が可能である。

X エンフォースメント

ハンガリーにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。

ハンガリーにおける知的財産権侵害訴訟の第一審は、ブダペストのメトロポリタン裁判所（Metropolitan Court）が管轄する。第一審判決に不服のある当事者は、控訴することができる。第二審は、ブダペスト控訴裁判所（Budapest Appeal Court）が管轄する。第一審も第二審も、3名の裁判官の合議体により審理が行われる。

ハンガリーでは従来、1952年民事訴訟法典が適用されてきた。この法典は、多くの改正を経てきた。2003年には、民事訴訟を合理的な期間内に終結させることを目的とする規定が追加された。この規定によると、「当事者は、合理的な期間内に自己の事件について審理及び判決を受ける権利を害された場合には、裁判所に対し損害賠償を請求することができる。」とされている。この損害賠償責任は、過失の有無を問わず、手続が合理的な期間を超えたか否かにより客観的に判断される¹⁸。

そして、2018年1月1日に施行された新しい民事訴訟法典は、訴訟の迅速化のため、ハンガリーの民事訴訟制度を大きく変革するものであった。例えば、2018年民事訴訟法典は、第一審手続を、準備段階と審理段階という2つの部分に分けた。準備段階においては、裁判所は、法的紛争の大枠を特定し、審理段階においては、裁判所は、証拠手続を行うこととした。それぞれの段階において、訴訟当事者は、厳格な期間制限に服する¹⁹。

以上のように、ハンガリーでは、訴訟の迅速化に向けた制度改正の努力が行われてきている。日本企業がハンガリーで知的財産権を侵害された場合、ハンガリーにおける知的財産権侵害訴訟の提起という選択肢も考慮に値するのではなかろうか。

¹⁸ イシュトヴァン・ヴァルガ著、垣内秀介訳「ハンガリー民事訴訟法に対する外国の影響」(『民事訴訟法の継受と伝播』(信山社、2008年)所収)159頁。

¹⁹

<http://www.mondaq.com/x/790566/trials+appeals+compensation/Litigation+In+Hungary+At+First+Instance+Preparatory+And+Trial+Phase>

2 刑事的手段（刑事訴訟）

2013年7月1日、ハンガリーの新しい刑法典が施行された。それ以前の刑法典は1978年に制定されたものであり、知的財産権侵害に関する犯罪として、産業財産権侵害罪、著作権・著作隣接権侵害罪、営業秘密侵害罪等が規定されていた。1978年刑法典は、ハンガリー刑法の内容をEU法に合わせるため、100回以上もの改正を経てきた²⁰。2013年の新しい刑法典は、これら従前の改正内容を含むだけでなく、他にも様々な変更が加えられている。例えば、ハンガリー人が国外で非ハンガリー人の犯罪行為により被害を被った場合、ハンガリーの裁判所が当該刑事事件の管轄権を持つことを認めた。

知的財産権の権利者としては、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、検察官又は捜査当局等に対し刑事告訴を行うことにより、刑事訴訟を提起してもらい、犯罪者に刑事責任を負わせることも十分に検討に値する。

3 税関の水際措置

ハンガリーの税関は、商標、著作権等の侵害品を差し押さえる権限を有し、ハンガリーの水際取締りを担っている。商標、著作権等の権利者にとっては、税関による水際取締りも有効な手段であるといえる。

税関の水際措置で取締りの対象となる権利は、特許、実用新案、意匠、商標及び著作権であり、輸入、輸出、再輸出及び通過について取締りが行われる。被疑侵害物品による権利侵害の有無の判断を行うために必要な期間、当該物品は留置される。税関の水際措置での取締りの申請は、ブダペストにある中央税関本部に提出しなければならない。権利者は、税関から申請受理通知を受けた日から2週間以内に、管轄権を有する裁判所（通常は、ブダペストのメトロポリタン裁判所）に侵害訴訟を提起することになる。

XI おわりに

以上、ハンガリーの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、ハンガリー国内レベルとEUレベルに分かれており非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、前述したとおり、ハンガリーは、伝統的に科学技術の開発・研究が進んでいたことから、現在でも、「人件費が安く、労働者の専門性が高い」という強みを持つ。また、東欧革命により民主主義国家としての道を歩み始めて以降は、「欧州への回帰」を目指し、2004年にはEUに加盟し、最近では経済が立ち直り、安定的に経済成長を果たしている。これらのことから、ハンガリーは、今後、日本企業にとって

²⁰ 「CHALLENGES OF CRIMINAL LAW IN THE 21ST CENTURY – CHANGES IN THE GENERAL PART OF THE NEW HUNGARIAN CRIMINAL CODE」 (Ágnes Pápai-Tarr, 2013年)

<http://univagora.ro/jour/index.php/aiijs/article/viewFile/819/167>

最重要投資先の一つとなる可能性がある。このようなハンガリーの重要性に鑑みると、今後も、ハンガリーの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要があると思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14914』（経済産業調査会、2019年、原題は「世界の知的財産法 第26回 ハンガリー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。